

那覇市教育職員働き方改革推進プラン

令和5年8月改訂

那覇市教育委員会

目次

I. 基本的な考え方

- 1. 目的 1 ページ
- 2. 時間外勤務の定義及び対象者
- 3. プランの期間 2 ページ
- 4. 数値目標
- 5. 取組の柱
- 6. 推進にあたっての留意事項

II. 具体的な取り組み

- 1. 学校業務の見直し 3 ページ
- 2. 学校の業務に対する意識改革 4 ページ
- 3. 教育職員の健康管理の推進
- 4. 方針に沿った部活動の徹底 5 ページ

「これまで学校・教師が担ってきた 14 の業務の在り方に関する考え方」(別紙 1)

. 6 ページ

那覇市教育職員働き方改革推進プラン

令和5年8月23日教育長決裁

I. 基本的な考え方

1. 目的

本推進プランは、那覇市立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理
その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ることを目的とする。

2. 時間外勤務の定義及び対象者

(1) 時間外勤務の定義について

正規の勤務時間以外で、学校教育活動に関する業務を行っている時間をいう。また、校外で開催される法定研修や職務命令による研修会への参加のほか、児童生徒等の引率等に従事している時間も含める。

<時間外勤務に含まれる例>

- ・保護者対応や教材研究、関係機関との連携などに要する時間
- ・校長が業務として認めるPTA等関係団体の事業や地域行事等に参加する時間
- ・学校教育活動に関する業務のための待機時間や移動時間
(但し、一度帰宅する場合など私用の時間は除く)

<時間外勤務から除かれる例>

- ・休憩時間
- ・職務専念義務免除による研修のための時間
- ・業務とは関係のない読書等自己研鑽の時間
- ・交通渋滞を避けるなど私的事情で単に残っている時間
- ・中学校文化連盟、中学校体育連盟以外の各種団体の運営等（生徒引率は除く。）に携わる時間
(※各種団体の例：各競技の協会や連盟など)

(2) 対象者について

那覇市立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師とする。

3. プランの期間

令和5年度から令和7年度の3年間とする。

4. 数値目標

時間外勤務を令和元年度同月比より20%削減する。

時間外勤務80時間超の教育職員の年間延べ人数を令和元年度より60%削減する。

5. 取組の柱

以下の4点を柱とした取組を推進する。

- ① 学校業務の見直し
- ② 働き方の意識改革
- ③ 教育職員の健康管理の推進
- ④ 方針に沿った部活動の徹底

6. 推進にあたっての留意事項

本プランを推進するにあたっては、以下の弊害が懸念されるので特に留意を要する。

- ・真に必要な学校教育活動がおろそかにならないようにすること。
- ・実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、または記録させることがないようにすること。
- ・原則として、業務の持ち帰りは禁止とするが、実態として業務を持ち帰りがある場合は実態把握に努め、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを進めること。

Ⅱ. 具体的な取り組み

1. 学校業務の見直し

(1) 業務量の見直し

① 廃止する業務

学校長は、教育効果と手間を考慮し廃止できる業務はないか検討する。

② 削減、簡素化する業務

ア 市教委事務局等の取組

- ・各種調査や報告物等は、簡便な様式や提出方法の見直しを図る。
(メールのやり取りでできるものを増やす。→朱肉印を減らす)
- ・男女混合名簿の移行に伴い、各種調査物について可能なものは男女混合集計を推奨する。
- ・調査物は、全校調査ではなく、抽出調査ができないか検討する。
- ・学校への周知依頼について、学校内掲示なのか、児童生徒に配付するものなのかを明確にすることや、配付するものについては、対象の学年とクラスごとに必要枚数を束ねて依頼するよう各部局へ周知を図る。
- ・学校に絵画等の応募を依頼する場合は、学校職員が応募作品をもって来なくても良い方法で依頼するよう各部局へ周知を図る。

イ 学校での取組

- (例) ・朝の委員会活動や掃除時間の在り方などの工夫を行う。
・式典行事の簡素化を図る。(挨拶など儀礼的部分の見直し)

<実例>

- ・運動会で児童の椅子出しをやめて、ブルーシートで対応する。
- ・運動会のPTA会長あいさつをPTA種目の中で行う。

③ 併合する業務

学校長は、様々な学校行事等を併合実施できないか検討する。

(2) 業務の効率化を図る

① 教育委員会は、学校業務の効率化を支援する。

- ・学校で校務支援システムが十分活用できるように支援する。
- ・先進的な取り組みを行っている学校の取組事例等を発信する。
(勤務時間のシフト化、小学校高学年の教科化など)
- ・ICT化の促進や各種申請様式等の見直しを図る。
- ・教材費の徴収や督促業務など私会計の負担軽減を検討する。

② 学校長は、学校業務の効率化を推進する。

- ・校務分掌の業務内容の見直しや諸行事のマニュアル化を図る。
- ・教材やテスト問題など教育資料をデータ化して共有化を図る。

- ・業務の優先順位を決める。（業務のメリハリをつける）
- ・学校事務職など教育職員以外の業務分担を見直す。

(3) 外部人材の活用

平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会で答申された「これまで学校・教師が担ってきた 14 の業務の在り方に関する考え方」（別紙 1）について、本市の人材データバンクや自治会、PTA、小学校区まちづくり協議会など関係団体と連携を図り、外部人材の活用を推進する。

2. 学校の業務に対する意識改革

(1) 教育職員の意識改革

- ・出出勤システムでの正確な打刻を行う。
（記録は労働基準法第 109 条に基づき、3 年間保存する。）
- ・退勤時刻に放送等を流すなど、ルーティン化を図る。
- ・学校閉庁日及びリフレッシュウィークを設定する。
- ・定時退勤日（ノー残業デー）を設定する。
- ・会議等の終了時間を設定する。（タイムマネジメント）
- ・学校長の教職員評価システム（人事評価制度）の学校経営の区分の中に業務改善に係る目標を設定する。
- ・学校長は、学校経営目標に業務改善があることを明示し、早急に取り組むべき課題であることを全職員と共有する。

(2) 保護者や地域及び関係団体の意識改革

- ・留守番電話を活用し、教職員の勤務時間の周知を図る。
- ・教育委員会は、保護者や地域及び関係団体に対して教職員の働き方改革への理解を求める取り組みを行う。

3. 教育職員の健康管理の推進

学校長は、教職員の健康管理を含めた職場環境を整える。

- ・休憩時間の周知を図り、休憩が取りやすい環境をつくる。
- ・積極的にストレスチェックの受検を促す。
- ・産業医への健康相談や教育相談課の心理士による「教師のメンタルヘルスカウンセリング」の周知と活用を推奨する。
- ・長期休業日やリフレッシュウィーク等を活用して、年次休暇の取得を促進する。

4. 方針に沿った部活動の徹底

- ・「那覇市運動部活動等の在り方に関する方針」制定（令和元年6月）
- ・「那覇市文化部活動等の在り方に関する方針」制定（令和元年10月）

(1) 教育委員会の取組

- ・各部活動（スポーツ少年団を含む）の活動状況について、定期的にフォローアップを行う。
- ・中学校部活動指導員を任用し、中学校に配置する。
- ・週末等に開催される大会への参加が、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会の統廃合を主催者に要請するとともに、大会等に参加する大会数の上限の目安等を定める。
- ・地域の実情に応じ、長期的に地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動・文化芸術活動の機会の確保・充実について検討する。

(2) 学校の取組

- ・部活動顧問等は、参加する大会等を精査し、部活動計画を策定する。
- ・校長は、部活動顧問から部活動計画の提出を求め、HPなどで周知する。
- ・校長は、方針に沿った部活動運営を徹底させる。
- ・校長は、学校の実情に合わせて、適切な部活動数の設置に努める。

<ポイント>

- ・1日の部活動の活動時間について
平日は、2時間程度で休業日は3時間程度とする。
- ・部活動休養日の設定
週2日以上休養日を設ける。
(内、少なくとも1日は、土曜日か日曜日を休養日とする)
- ・原則として、毎週水曜日を一斉部活動休養日とする。

(別紙 1)

(1) 基本的には、学校以外が担うべき業務

①登下校に関する対応

・スクールゾーン委員会、スクールガードリーダー、交通指導員等との連携

②夜間巡回、児童生徒が補導されたときの対応

・青少年指導員や青少協、PTA、警察等との連携。

③学校徴収金の徴収と管理

④地域ボランティアとの調整

・地域学校協働活動推進員のモデル校配置

(2) 学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務

①調査・統計等への回答など

・チーム学校の構築

②児童生徒の休み時間における対応（安全見守りなど）

③校内清掃（樹木の選定や水やりなど）

・PTA、小学校区まちづくり協議会等との連携

④部活動

・部活動指導員の配置。外部コーチの活用

(3) 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

①給食時の対応（給食指導のサポート）

②授業準備

・印刷等、用務員がサポート

③学習評価や成績処理

・校務支援システムの導入

④学校行事等の準備運営

・PTA、小学校区まちづくり協議会等との連携

⑤進路指導

⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・子ども寄添支援員（SSW）、SC、特別支援教育補助員、外国人子女等指導協力者、学習支援員、教育相談支援員、小中アシスト、生徒サポーター、顧問弁護士